

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第14号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第22条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p>	<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第22条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給 <u>(その職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の特2級である職員を3級に昇格させた場合にあっては、特2級に昇格した日の前日に受けていた号給の数に、特2級に昇格した日から3級に昇格した日の前日までの間の昇給の号給数の合計に相当する数を加えて得た数の号給)</u> に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格 <u>(教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級2級から3級への昇格を除く。)</u> であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p>												
<p>3・4 [略]</p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p>	<p>3・4 [略]</p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格 <u>(教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級3級から2級への降格を除く。)</u> であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p>												
<p>3・4 [略]</p> <p>別表第1 級別標準職務表（第3条関係）</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育職給料表(1)級別標準職務表</p>	<p>3・4 [略]</p> <p>別表第1 級別標準職務表（第3条関係）</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育職給料表(1)級別標準職務表</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 1861 284 1906">職務の級</th> <th data-bbox="284 1861 767 1906">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="161 1912 767 1957">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1964 284 2092">2級</td> <td data-bbox="284 1964 767 2092">(1) 高等学校の<u>指導教諭、教諭、養護教諭</u>又は高度の知識経験を必要とする実習助手の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	[略]		2級	(1) 高等学校の <u>指導教諭、教諭、養護教諭</u> 又は高度の知識経験を必要とする実習助手の職務	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="842 1861 965 1906">職務の級</th> <th data-bbox="965 1861 1458 1906">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="842 1912 1458 1957">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1964 965 2092">2級</td> <td data-bbox="965 1964 1458 2092">(1) 高等学校の<u>教諭、養護教諭</u>又は高度の知識経験を必要とする実習助手の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	[略]		2級	(1) 高等学校の <u>教諭、養護教諭</u> 又は高度の知識経験を必要とする実習助手の職務
職務の級	標準的な職務												
[略]													
2級	(1) 高等学校の <u>指導教諭、教諭、養護教諭</u> 又は高度の知識経験を必要とする実習助手の職務												
職務の級	標準的な職務												
[略]													
2級	(1) 高等学校の <u>教諭、養護教諭</u> 又は高度の知識経験を必要とする実習助手の職務												

	(2) 特別支援学校の <u>指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭</u> 又は高度の知識経験を必要とする実習助手若しくは寄宿舍指導員の職務 (3)～(6) [略]
3級	[略]
[略]	

エ 教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2級	[略]
3級	[略]
[略]	

オ [略]

カ 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2級	(1) 広域振興局、 <u>地方振興局</u> 又は保健所の課長の職務 (2) [略]
3級	(1) [略] (2) 高度の知識経験を必要とする広域振興局、 <u>地方振興局</u> 又は保健所の課長の職務
[略]	

キ 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	(1) 広域振興局、 <u>地方振興局</u> 、保健所又は家畜保健衛生所の主査の職務 (2)～(4) [略]
4級	(1) 広域振興局、 <u>地方振興局</u> 、保健所又は家畜保健衛生所の相当困難な業務を処理する主査の職務 (2) [略]
5級	(1) [略] (2) 広域振興局、 <u>地方振興局</u> 、保健所又は

	(2) 特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は高度の知識経験を必要とする実習助手若しくは寄宿舍指導員の職務 (3)～(6) [略]
特2級	高等学校又は特別支援学校の <u>指導教諭</u> の職務
3級	[略]
[略]	

エ 教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2級	[略]
特2級	中学校又は小学校の <u>主幹教諭</u> 又は <u>指導教諭</u> の職務
3級	[略]
[略]	

オ [略]

カ 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2級	(1) 広域振興局又は保健所の課長の職務 (2) [略]
3級	(1) [略] (2) 高度の知識経験を必要とする広域振興局又は保健所の課長の職務
[略]	

キ 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	(1) 広域振興局、保健所又は家畜保健衛生所の主査の職務 (2)～(4) [略]
4級	(1) 広域振興局、保健所又は家畜保健衛生所の相当困難な業務を処理する主査の職務 (2) [略]
5級	(1) [略] (2) 広域振興局、保健所又は家畜保健衛生

	家畜保健衛生所の課長又は特に困難な業務を処理する主任主査若しくは主査の職務 (3) [略]
6級	(1) [略] (2) 広域振興局若しくは地方振興局の室長若しくは保健所の次長又は広域振興局、地方振興局若しくは保健所の相当高度の知識経験を必要とする課長の職務
7級	(1) [略] (2) 広域振興局若しくは地方振興局の室長又は保健所の相当高度の知識経験を必要とする次長の職務

	所の課長又は特に困難な業務を処理する主任主査若しくは主査の職務 (3) [略]
6級	(1) [略] (2) 広域振興局の室長又は保健所の次長の職務
7級	(1) [略] (2) 広域振興局の室長又は保健所の相当高度の知識経験を必要とする次長の職務

ク 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	(1) 広域振興局、 <u>地方振興局</u> 又は保健所の主査の職務 (2)～(4) [略]
4級	(1) 広域振興局、 <u>地方振興局</u> 又は保健所の相当困難な業務を処理する主査の職務 (2)・(3) [略]
5級	(1) 広域振興局、 <u>地方振興局</u> 若しくは保健所の課長又は特に困難な業務を処理する主査の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする <u>看護師養成所の科主任</u> の職務 (3) [略]
6級	広域振興局若しくは <u>地方振興局</u> の室長又は保健所の次長の職務

ク 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	(1) 広域振興局又は保健所の主査の職務 (2)～(4) [略]
4級	(1) 広域振興局又は保健所の相当困難な業務を処理する主査の職務 (2)・(3) [略]
5級	(1) 広域振興局又は <u>保健所</u> の課長又は特に困難な業務を処理する主査の職務 (2) <u>看護師養成所の副学院長</u> 又は高度の知識経験を必要とする科主任の職務 (3) [略]
6級	広域振興局の室長又は保健所の次長の職務

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
校長	大学卒	[略]		[略]
	短大卒			
副校長、 教頭及び	大学卒			

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級			
		1 級	2 級	特2級	3 級
校長	大学卒	[略]			[略]
	短大卒			0	
副校長、 教頭及び	大学卒			0	
				0	

主任指導 教諭	短大卒		
指導教諭、 教諭、 養護教諭 及び栄養 教諭	大学卒 短大卒	[略]	[略]
助教諭、 養護助教 諭、講師、 実習助手 及び寄宿 舎指導員	大学卒 短大卒 高校卒		

[略]

エ 教育職給料表(2) 級別資格基準表

職 種	学歴免許 等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
校長	大学卒	[略]		[略]
	短大卒			
副校長 教頭	大学卒			
	短大卒			
教諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒 短大卒	[略]		[略]
講師 助教諭 養護助教 諭	大学卒			
	短大卒			
	高校卒			

主任指導 教諭	短大卒			<u>0</u>
指導教諭	大学卒			<u>7</u>
			<u>0</u>	<u>7</u>
	短大卒			<u>9.5</u>
			<u>0</u>	<u>9.5</u>
教諭、養 護教諭及 び栄養教 諭	大学卒	[略]		[略]
	短大卒			
助教諭、 養護助教 諭、講師、 実習助手 及び寄宿 舎指導員	大学卒			
	短大卒			
	高校卒			

[略]

エ 教育職給料表(2) 級別資格基準表

職 種	学歴免許 等	職務の級			
		1 級	2 級	特2級	3 級
校長	大学卒	[略]			[略]
				<u>0</u>	
	短大卒			<u>0</u>	
副校長 教頭	大学卒			<u>0</u>	
				<u>0</u>	
	短大卒			<u>0</u>	
主幹教諭 指導教諭	大学卒			<u>7</u>	
			<u>0</u>	<u>7</u>	
	短大卒			<u>9.5</u>	
			<u>0</u>	<u>9.5</u>	
教諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒	[略]			[略]
	短大卒				
講師 助教諭 養護助教 諭	大学卒				
	短大卒				
	高校卒				

[略]

オ・カ [略]

キ 医療職給料表(2)級別資格基準表

職 種	試 験	学 歴 免 許 等	職務の級					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
[略]								
栄 養 士	正 規 の 試 験	I 種	[略]					
		II 種	[略]					
[略]								
歯 科 衛 生 士		短 大 卒	[略]					
		[略]	[略]					
[略]								

[略]

ク [略]

別表第6 初任給基準表(第11条関係)

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
[略]			
栄養士	正 規 の 試 験	I 種	[略]
		II 種	
[略]			
歯科衛 生士		短 大 卒	[略]
		[略]	[略]
[略]			

[略]

ク 医療職給料表(3)初任給基準表

[略]
-----

備考1・2 [略]

3 準看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対する

[略]

オ・カ [略]

キ 医療職給料表(2)級別資格基準表

職 種	試 験	学 歴 免 許 等	職務の級					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
[略]								
栄 養 士		[略]	[略]					
	正 規 の 試 験		[略]					
[略]								
歯 科 衛 生 士		短 大		1	5	3	4	2
		3 卒	0	1	6	9	13	15
		短 大	[略]					
		2 卒	[略]					
[略]								

[略]

ク [略]

別表第6 初任給基準表(第11条関係)

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
[略]			
栄養士		大 学 卒	[略]
	正 規 の 試 験		
[略]			
歯科衛 生士		短 大 3 卒	1 級 17 号 給
		短 大 2 卒	[略]
		[略]	[略]
[略]			

[略]

ク 医療職給料表(3)初任給基準表

[略]
-----

備考1・2 [略]

3 準看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対する

この表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	[略]	[略]	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

この表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	[略]	<u>1</u>	[略]	
2		<u>1</u>		
3		<u>1</u>		
4		<u>1</u>		
5		<u>1</u>		
6		<u>1</u>		
7		<u>1</u>		
8		<u>1</u>		
9		<u>1</u>		
10		<u>1</u>		
11		<u>1</u>		
12		<u>1</u>		
13		<u>1</u>		
14		<u>1</u>		
15		<u>1</u>		
16		<u>1</u>		
17		<u>1</u>		
18		<u>1</u>		
19		<u>1</u>		
20		<u>1</u>		
21		<u>1</u>		
22		<u>1</u>		
23		<u>1</u>		
24		<u>1</u>		
25		<u>1</u>		
26		<u>2</u>		
27		<u>3</u>		
28		<u>4</u>		
29		<u>5</u>		
30		<u>6</u>		
31		<u>7</u>		

32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71

32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71

<u>8</u>
<u>9</u>
<u>10</u>
<u>11</u>
<u>12</u>
<u>13</u>
<u>14</u>
<u>15</u>
<u>16</u>
<u>17</u>
<u>18</u>
<u>19</u>
<u>20</u>
<u>21</u>
<u>22</u>
<u>23</u>
<u>24</u>
<u>25</u>
<u>26</u>
<u>27</u>
<u>28</u>
<u>29</u>
<u>30</u>
<u>31</u>
<u>32</u>
<u>33</u>
<u>34</u>
<u>35</u>
<u>36</u>
<u>37</u>
<u>38</u>
<u>39</u>
<u>40</u>
<u>41</u>
<u>42</u>
<u>43</u>
<u>44</u>
<u>45</u>
<u>46</u>
<u>47</u>

72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111

72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111

<u>48</u>
<u>49</u>
<u>50</u>
<u>51</u>
<u>52</u>
<u>53</u>
<u>54</u>
<u>55</u>
<u>56</u>
<u>57</u>
<u>58</u>
<u>59</u>
<u>60</u>
<u>61</u>
<u>62</u>
<u>63</u>
<u>64</u>
<u>65</u>
<u>66</u>
<u>67</u>
<u>68</u>
<u>69</u>
<u>70</u>
<u>71</u>
<u>72</u>
<u>73</u>
<u>74</u>
<u>75</u>
<u>76</u>
<u>77</u>
<u>78</u>
<u>79</u>
<u>80</u>
<u>81</u>
<u>81</u>
<u>82</u>
<u>82</u>
<u>83</u>
<u>83</u>
<u>84</u>



152		
153		

エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	[略]	[略]	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			

152		
153		

エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	[略]	<u>1</u>	[略]	
2		<u>1</u>		
3		<u>1</u>		
4		<u>1</u>		
5		<u>1</u>		
6		<u>1</u>		
7		<u>1</u>		
8		<u>1</u>		
9		<u>1</u>		
10		<u>1</u>		
11		<u>1</u>		
12		<u>1</u>		
13		<u>1</u>		
14		<u>1</u>		
15		<u>1</u>		
16		<u>1</u>		
17		<u>1</u>		
18		<u>1</u>		
19		<u>1</u>		
20		<u>1</u>		
21		<u>1</u>		
22		<u>1</u>		
23		<u>1</u>		
24		<u>1</u>		
25		<u>1</u>		
26		<u>1</u>		
27		<u>1</u>		
28		<u>1</u>		
29		<u>1</u>		
30		<u>1</u>		
31		<u>1</u>		
32		<u>1</u>		
33		<u>1</u>		
34		<u>1</u>		
35		<u>1</u>		

36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75

36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75

<u>1</u>
<u>1</u>
<u>2</u>
<u>3</u>
<u>4</u>
<u>5</u>
<u>6</u>
<u>7</u>
<u>8</u>
<u>9</u>
<u>10</u>
<u>11</u>
<u>12</u>
<u>13</u>
<u>14</u>
<u>15</u>
<u>16</u>
<u>17</u>
<u>18</u>
<u>19</u>
<u>20</u>
<u>21</u>
<u>22</u>
<u>23</u>
<u>24</u>
<u>25</u>
<u>26</u>
<u>27</u>
<u>28</u>
<u>29</u>
<u>30</u>
<u>31</u>
<u>32</u>
<u>33</u>
<u>34</u>
<u>35</u>
<u>36</u>
<u>37</u>
<u>38</u>
<u>39</u>

76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115

76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115

<u>40</u>
<u>41</u>
<u>42</u>
<u>43</u>
<u>44</u>
<u>45</u>
<u>46</u>
<u>47</u>
<u>48</u>
<u>49</u>
<u>50</u>
<u>51</u>
<u>52</u>
<u>53</u>
<u>54</u>
<u>55</u>
<u>56</u>
<u>57</u>
<u>58</u>
<u>59</u>
<u>60</u>
<u>61</u>
<u>62</u>
<u>63</u>
<u>64</u>
<u>65</u>
<u>66</u>
<u>67</u>
<u>68</u>
<u>69</u>
<u>70</u>
<u>71</u>
<u>72</u>
<u>73</u>
<u>74</u>
<u>75</u>
<u>76</u>
<u>77</u>
<u>77</u>
<u>78</u>



いた号						
給						
[略]						
58	<u>34</u>	[略]				
59	<u>35</u>					
60	<u>36</u>					
61	<u>37</u>					
62	<u>37</u>					
63	<u>38</u>					
64	<u>38</u>					
65	<u>39</u>					
66	<u>39</u>					
67	<u>40</u>					
[略]						

ク [略]

いた号						
給						
[略]						
58	<u>33</u>	[略]				
59	<u>34</u>					
60	<u>34</u>					
61	<u>35</u>					
62	<u>35</u>					
63	<u>36</u>					
64	<u>36</u>					
65	<u>37</u>					
66	<u>38</u>					
67	<u>39</u>					
[略]						

ク [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。